

第78回定時株主総会その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

主 要 な 営 業 所 及 び 工 場

会 計 監 査 人 の 状 況

会 社 の 体 制 及 び 方 針

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書

クリエイト株式会社

企業集団の現況に関する事項

主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

〔本 社〕 大阪市西区阿波座1丁目13番15号
 〔東京本社〕 東京都中央区日本橋本町3丁目1番11号
 〔配送センター〕 東京配送センター（東京都江東区）
 東海配送センター（名古屋市港区）
 関西配送センター（大阪市大正区）

〔統括支店及び営業所〕

支 店		営 業 所
東 日 本	北海道支店 東北支店 北関東・信越支店 東関東支店 東京支店 東西支店 神奈川支店	札幌・函館 八戸・盛岡・仙台・郡山 新潟・長野・太田・埼玉 つくば・千葉 東京・東京北 新宿・東京西・多摩 横浜・厚木・湘南
西 日 本	東海支店 関西支店 大阪支店 中国支店 九州支店	静岡・浜松・名古屋 金沢・京都・関西 大阪・加古川 岡山・広島・東四国・松山・高知 北九州・福岡・長崎・熊本・鹿児島

② 子会社

ダイドレ株式会社
 〔本 社〕 大阪市西区
 〔奈良工場〕 奈良県磯城郡田原本町
 ダイポリシステム株式会社
 〔本 社〕 大阪市西区
 〔奈良工場〕 奈良県磯城郡田原本町
 〔佐野工場〕 栃木県佐野市
 フリテック株式会社
 〔本 社〕 東京都中央区
 株式会社ハネイシ
 〔本 社〕 神奈川県厚木市

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 24,000千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制システムについての決定内容は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長が繰り返し法令及びコンプライアンスの遵守の精神を役職員に伝えることにより、その精神をあらゆる企業活動の前提とすることを周知する。また、基本理念となる「行動指針」を示したコンプライアンスハンドブックを制定、全グループ役職員に配布して周知を図り、それに沿った公正かつ誠実な行動の徹底を図る。

総務部においてコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括することとする。同部を中心とした階層別研修など教育、啓発を実施するとともに、グループ役職員に浸透するよう、定期的な周知策を講じた役職員教育を行う。内部監査部は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに総務部に報告することとする。報告を受けた総務部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施させる。

また、法令・コンプライアンス違反を早期に発見し是正する施策として、問題発生に対し速やかな通報を促進する目的で、内部通報制度（内部通報相談窓口、社外相談窓口）を定める。通報相談窓口では、匿名可能な専用通報ツール等を通じた受付と対策実施により、違反行為の未然防止、早期発見と是正、再発防止に努める。

なお、内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない旨を定め、その旨を周知し適切に運用する。

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とする。不当な要求に対しては、警察、顧問弁護士、外部の専門機関と連携のうえ、組織的に毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

法令と文書管理規程及び情報管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、文書管理規程及び情報管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

情報管理の観点では、秘密情報の漏洩を防止するため、漏洩した場合の影響度に応じて情報を区分し、区分ごとの開示内容や保存ルールを明確にした「機密情報管理基準」を制定、運用することで情報資産の保全を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスクカテゴリーごとの責任部署と業務プロセスオーナーを定め、管理本部担当役員を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社グループの全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。内部監査部がグループ各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当役員及び取締役会に報告する。

なお、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、リスク管理会議において事前にリスクを評価・分析し、リスクの発生を防止する対応策とともに、リスクが発生した場合の損害を最小限にとどめる具体的な諸施策を実施する。

また、経営への「影響度」と「発生可能性」からリスクを分布したリスクマップを作成して、年1回全体のリスクの見直しを行っている。

重大な経営リスクが実際に発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応によって損失を最小限に抑えるとともに、再発防止のための対策を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定める。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役の相互監視機能を強化する取り組みを行う方針のもと、取締役会を月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行状況の報告を行う。また、取締役会の審議を充実させ、迅速な運営等の機能を補完するため、社内役員で構成する定例会議を行う。

ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

加えて経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために取締役、執行役員、関係する部門長をメンバーとする経営戦略会議を月1回開催し、重要課題への確に対応する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社については、自立経営を原則としたうえで関係会社管理規程を制定し、業務の適正を確保する。また、グループとして共有すべき経営理念、行動基準に沿った法令・コンプライアンス等遵守、損失危険管理、情報保存管理等に関する基準を定め、その遵守に向けた適切な啓蒙活動を実施する。

なお、経営戦略・事業戦略等グループ経営に影響を与える重要事項に対しては、リスクの所在と対応策を明確にした承認・報告制度を整備する。

当社は、関係会社管理規程に則り、連結子会社の役員の兼任又は役員派遣もしくは担当部

署への速やかな報告、承認を通じ、連結子会社の重要な組織及び経理、業務、財務状況等の経営を管理・監督する。

当社の内部監査部は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役会及び各部門の責任者に報告し、是正、改善が必要な場合は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

グループ各社の役職員が重大な法令違反や経営に影響を及ぼす事態を把握した際は、監査等委員会に対して速やかに報告を行うものとし、監査等委員は必要に応じてグループ各社の取締役及び使用人へ直接報告を求めることができる。なお、報告を行った者に対しては、当該報告をしたことを理由とした不利益な取り扱いを禁止し、内部通報取扱規程の通報者と同様に保護措置を講じる。

⑦ 監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、職務を実効的かつ効率的に執行する観点から、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携する。

監査等委員は、監査の質をより高めるため、代表取締役等の経営層、主要な部門長と定期的な意見交換を行い、経営現場の実態やリスクの所在を的確に把握する。

監査等委員は、必要に応じ経営戦略会議等の重要会議に出席し、それらの関連資料、議事録及び重要な決裁記録を確認する。あわせて、必要に応じて外部専門家からの意見聴取や独自の情報収集を行う機会を確保する。また、監査等委員がその職務遂行に必要と認める費用については、会社が速やかに支払いを行い、資金面からも監査の独立性を担保する。

⑧ 財務報告及び情報開示に係る内部統制の体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法及び関連法令の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。情報開示に関しては、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、適時適切な開示を実施する。

当該体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制の運用状況

2025年度は、全グループ役職員に対し「コンプライアンスハンドブック」を配布し、テーマごとに定例的に読み合わせを行うことを全社的にスケジュール化し、継続的な啓蒙活動を推進しました。また、「インテグリティ（誠実・真摯・高潔）」をグループ役員及び管理職が参加する合同研修で周知し、受講者が組織に戻って、社員へ課題図書の通読を促すとともに「インテグリティミーティング」を実施して、浸透させる取り組みを行いました。

代表取締役社長は、合同研修等を通じ、法令遵守、コンプライアンスの徹底に関するメッセージを繰り返し発信いたしました。内部通報制度については、社外窓口を含む適切な窓口を設置しており、通報者の匿名性確保と不利益な取り扱いの禁止を徹底し、適正に運用しています。

② 情報保存管理体制の運用状況

「文書管理規程」「情報管理規程」等に基づき、重要書類を適切に保存・管理しています。取締役・監査等委員による常時閲覧体制を確保する一方、業務情報については役職階層や部門ごとに権限を区分してアクセス制限を行っております。また、機密性の高い情報については、「機密情報管理基準」に基づき、情報の秘匿性に応じた区分を表示して取り扱いを明確化することで、情報資産の保全を徹底しております。

③ リスク管理体制の運用状況

管理本部担当役員を統括責任者として、グループ全体のリスク管理を網羅的に把握しております。年1回のリスクアセスメントにより「リスクマップ」を更新し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある項目を特定しています。また、定期的開催される「リスク管理会議」において、特定されたリスクへの対応策をモニタリングし、必要に応じて改善策を策定・実行しております。

2025年度は、倒産先の増加を踏まえ突発的な貸倒れ等の与信事故を未然防止する観点から、選定したリスク先へチェックリストによる動態管理を定例的に行うことを開始しました。現場と所管本部の情報共有を通じて、異常発見時には一体となって対応策を講じる体制を構築しました。

内部監査部は取締役会に対する「デュアルレポーティング」を継続的に実施し、執行部門からの独立性を維持しつつ、監査知見を直接取締役にはフィードバックすることで、実効性を高めております。

④ 職務執行の効率性確保の状況

取締役会を毎月1回開催し、重要事項の意思決定と職務執行の監督を行っております。2025年度は、重要な投資案件及び事業の撤退・クローズについて、事後レビューを実施しました。案件ごとの課題抽出と分析を行うことで、経営判断の妥当性を検証するとともに、次期投資戦略の策定や意思決定プロセスの改善に反映させ、経営の効率化を図っております。

また、社内役員や部門長で構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、経営課題の早期把握と迅速な意思決定を図っております。なお、ITシステムの活用により業務の数値化・可視化を進め、取締役会での迅速な進捗確認が可能な体制を維持しております。

⑤ グループ内部統制の運用状況

グループガバナンスを最重要課題と位置づけ、「関係会社管理規程」に基づく承認・報告制度を徹底しております。特に、子会社へ派遣した役員を起点として、経営に資する情報を初期段階から幅広く収集し、重要事項については親会社へタイムリーに報告することで、グループ一体となった迅速な意思決定と統制を確保しています。

内部監査部は、グループ各社への計画的な監査を通じ、潜在的リスクの把握と業務品質の底上げを図るとともに、指摘事項に対する改善支援を継続的に実施しております。

⑥ 監査等委員会の監査実効性確保の状況

監査等委員は、取締役会のほか重要会議やグループの役員・部門長が参加する集合研修にも出席し、適宜意見を述べております。また、内部監査部・会計監査人との情報共有を定期的に実施しております。監査等委員会の職務を補助する事務局職員は、監査等業務に必要な事項に関し、実効性のあるサポート業務に努めています。

⑦ 財務報告の信頼性監査等委員会の監査実効性確保の状況

金融商品取引法等の関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備し、グループ全体で適正な運用を継続しております。内部統制の有効性評価を実施し、監査法人とも適切な連携を図ることで、財務情報の透明性と信頼性の確保を図っています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株数については表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率等について持株比率は表示桁未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入しております。なお、消費税等は含めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025 年 4 月 1 日 残 高	646,494	811,208	3,793,828	△77,369	5,174,160
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△147,730		△147,730
親会社株主に帰属する当期純利益			364,777		364,777
自 己 株 式 の 処 分		1,671		13,358	15,030
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	1,671	217,046	13,358	232,076
2026 年 3 月 31 日 残 高	646,494	812,880	4,010,874	△64,011	5,406,237

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係 る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	
2025 年 4 月 1 日 残 高	58,571	19,271	73,411	151,254	5,325,415
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△147,730
親会社株主に帰属する当期純利益					364,777
自 己 株 式 の 処 分					15,030
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	35,105	△2,881	△19,777	12,446	12,446
連結会計年度中の変動額合計	35,105	△2,881	△19,777	12,446	244,523
2026 年 3 月 31 日 残 高	93,677	16,390	53,633	163,701	5,569,938

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 ガイドレ株式会社

ダイポリシステム株式会社

フリテック株式会社

株式会社ハネイシ

連結子会社の事業年度等 連結子会社の事業年度の末日が、連結決算日と異なる会社はあ
に関する事項 りません。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動
平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法
により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～50年 |
| 機械装置 | 7～12年 |
| 工具器具備品 | 2～20年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用 均等償却によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 株式報酬引当金 役員に対する将来の当社株式の交付等に備えるため、株式報酬規程に基づき、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

イ) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

ハ) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュ・フローが固定されているため、ヘッジの有効性評価を省略しております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、金額に重要性が乏しい場合を除き、合理的な見積りに基づき、発生年度より10年以内で均等償却しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ) 小規模企業等における
簡便法の採用

④ グループ通算制度の適用

⑤ 収益及び費用の計上基準

イ) 管工機材

連結グループの一部は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

グループ通算制度を適用しております。

管工機材に係る収益は、商品を事業会社等に販売する事業であり、顧客との取引基本契約書に基づき当該商品の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであると当社は判断し、引渡時点において収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

売上高は顧客との契約において約束された対価から値引き、購入量に応じた割戻し等を控除した金額で測定しております。変動性のある値引き、割戻し等を含む変動対価については、過去、現在及び予想を含む合理的に利用可能な全ての情報を用いて当社が権利を得る対価の金額を見積り、重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ売上高を認識しております。

ロ) 施工関連

施工関連に係る収益は、施工物件を事業会社等に引渡す事業であり、顧客との工事請負契約書に基づき当該施工物件の引渡しを行う義務を負っております。報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、工事期間が3か月以内の工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ハ) 物流関連

物流関連に係る収益は、主として貨物自動車による運送を行う事業であり、顧客との契約に基づき物流に関する役務を提供する義務を負っております。当該役務提供完了により履行義務が充足されると判断し、役務提供完了時点で収益を認識しております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「助成金収入」(当連結会計年度は600千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「保険解約損」(当連結会計年度は993千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めております。

(6) 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(見積りの内容)

・ 固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能価額を見積り、帳簿価額を減額しています。

(当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額)

- ・ 有形固定資産及び無形固定資産 2,362,457千円
- ・ 投資その他の資産 421,048千円
- ・ 減損損失 134,146千円

減損の兆候を識別した資産(グループ)

- ・ 有形固定資産及び無形固定資産 370,116千円

(その他見積りの内容に関する理解に資する情報)

見積りの算出方法

・ 固定資産の回収可能価額の決定にあたって使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額によっています。使用価値の見積りにあたって、資産(グループ)から生じる見積り将来キャッシュ・フローを基にしています。

・ 当社グループが保有する事業用資産グループについては、土地の時価下落などによる減損の兆候を把握したため、当該資産グループの正味売却価額と帳簿価額を比較した結果、正味売却価額が帳簿価額を下回るため、134,146千円の減損損失を計上しました。

見積りの算出に用いた主な仮定

・ 主要な固定資産を土地としており、20年を将来キャッシュ・フローの見積り期間としています。

・ 物件ごとにグルーピングを行う賃貸及び遊休資産を除きクリエイトは各営業所、子会社は主要な子会社全体を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としています。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

・ 時価が下落し正味売却価額が簿価を下回る固定資産を保有している営業所や子会社の翌連結会計年度以降の実績が下がり見積り将来キャッシュ・フローが大幅に下がった場合、減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳

商 品 及 び 製 品	3,113,409千円
仕 掛 品	255,622千円
原材料及び貯蔵品	232,925千円

2. 担保に供している資産

投 資 有 価 証 券	105,725千円
貸 与 建 物	379千円
貸 与 土 地	250,200千円
合 計	356,305千円

担保に係る債務の金額

買 掛 金	935,640千円
電 子 記 録 債 務	2,652,117千円
合 計	3,587,757千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,272,583千円

4. 投資その他の資産の減価償却累計額 289,881千円

5. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 受取手形割引高 176,874千円

7. 手形債権流動化に伴う買戻義務 83,759千円

8. 電子記録債権割引高 1,583,195千円

9. 当座貸越契約等

当社グループは、短期運転資金を機動的かつ安定的に調達するため当座貸越契約及び取引銀行とコミットメントライン契約（シンジケーション方式）を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	5,050,000千円
借 入 実 行 残 高	－千円
差 引 額	5,050,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額 (千円)
事業用資産	建物、土地	兵庫県加古川市	134,146

物件ごとにグルーピングを行う賃貸及び遊休資産を除き、クリエイトは各営業所を、子会社は主要な子会社全体を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としています。

上記の事業用資産については、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額（不動産鑑定評価に基づく金額）が使用価値を上回るため、正味売却価額により測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 3,969,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	93,170千円	24円	2025年 3月31日	2025年 6月23日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	54,559千円	14円	2025年 9月30日	2025年 12月1日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定日	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	101,325千円	26円	2026年 3月31日	2026年 6月22日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に管工機材の卸売事業を行うための計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については基本的に短期的な預金等に限定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年6か月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」2. 会計方針に関する事項(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ①ヘッジ会計の方法に記載のとおりであります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、総務部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

一部の連結子会社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、一部の連結子会社が社内規定に基づき、新規取引を取締役会の承認事項とし、月次の取引実績を取締役会で報告しております。また、経理部において、月次で契約先と残高照合を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が将来一定期間の資金収支見込みを作成するとともに、その見込みとの乖離を随時把握することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似することから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	191,462	191,462	－
資産計	191,462	191,462	－
(1) 長期借入金（※1）	464,968	464,527	△440
(2) リース債務（※2）	236,757	231,400	△5,356
負債計	701,725	695,928	△5,796
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されているもの	23,916	23,916	－
デリバティブ取引計	23,916	23,916	－

※1 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

※2 1年内に支払予定のリース債務を含めております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得価額又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価を 超えるもの	株式	54,767	191,462	136,695
連結貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価を 超えないもの	株式	—	—	—
合計		54,767	191,462	136,695

(2) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等の うち1年超	時価
為替予約等の振当 処理	為替予約取引 買建米国ドル	買掛金	218,654	38,371	23,764
為替予約等の振当 処理	為替予約取引 買建中国元	買掛金	20,669	—	152
合 計			239,324	38,371	23,916

(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	13,500

これらについては、「其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年内	1 年超 2 年内	2 年超 3 年内	3 年超 4 年内	4 年超 5 年内	5 年超
長期借入金	271,046	152,184	41,738	—	—	—
リース債務	55,880	47,505	44,659	41,386	33,282	14,043
合計	326,926	199,689	86,397	41,386	33,282	14,043

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	191,462	—	—	191,462
デリバティブ取引				
通貨関連	—	23,916	—	23,916
資産計	191,462	23,916	—	215,379

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	464,527	－	464,527
リース債務	－	231,400	－	231,400
負債計	－	695,928	－	695,928

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪市に本社ビル（土地を含む）を有しており、一部のフロアを賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

また、その他の地域において、自社所有の土地、建物を貸与しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	402,495	224,196
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産※	539,398	668,296

※賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、大阪本社ビルの自社使用分を含めておりますが、賃貸等不動産として使用される部分と自社で使用する部分の時価を区別して把握することが困難であるため、当該不動産全体を注記の対象としております。

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価書」に基づいた金額（時点修正含む）、重要性の乏しいものについては、路線価等による評価額に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額 1,429円 24銭

2. 1 株当たり当期純利益 93円 71銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 364,777千円

普通株主に帰属しない金額の内訳 ー千円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 364,777千円

普通株式の期中平均株式数 3,892,681株

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
管工機材	
排水・汚水関連商品	7,140,296
給湯・給水関連商品	8,731,814
化成商品	11,533,933
その他	9,527,558
施工関連	110,875
物流関連	278,983
顧客との契約から生じる収益	37,323,461
外部顧客への売上高	37,323,461

2. 収益を理解するための基礎となる情報

管工機材

管工機材に係る収益は、商品を事業会社等に販売する事業であり、顧客との取引基本契約書に基づき当該商品の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであると当社は判断し、引渡時点において収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

売上高は顧客との契約において約束された対価から値引き、購入量に応じた割戻し等を控除した金額で測定しております。変動性のある値引き、割戻し等を含む変動対価については、過去、現在及び予想を含む合理的に利用可能な全ての情報を用いて当社が権利を得る対価の金額を見積り、重大な戻し入れが生じない可能性が高い範囲でのみ売上高を認識しております。

施工関連

施工関連に係る収益は、施工物件を事業会社等に引き渡す事業であり、顧客との工事請負契約書に基づき当該施工物件の引き渡しを行う義務を負っております。報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、工事期間が3か月以内の工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

物流関連

物流関連に係る収益は、主として貨物自動車による運送を行う事業であり、顧客との契約に基づき物流に関する役務を提供する義務を負っております。当該役務提供完了により履行義務が充足されると判断し、役務提供完了時点で収益を認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、流動資産の「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」に含まれており、契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

	期首残高(千円)	期末残高(千円)
顧客との契約から生じた債権	8,723,522	8,497,004
契約負債	79,595	51,521

契約負債は、主として顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は79,595千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客の契約から生じる対価の中に、取引対価に含まれていない重要な金額はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産及び預金	12,104,799	流動負債	10,656,205
現金	771,486	支払手形	30,038
受取手形	164,462	買掛金	3,560,126
売掛金	4,527,506	電子記録債権	6,109,266
子記録債権	3,626,352	1年内返済予定の長期借入金	165,000
商用品	2,801,662	リース債権	14,408
前払費用	73,588	未払金	359,897
未収入金	80,703	未払費用	39,166
関係会社短期貸付金	30,000	未払法人税等	113,371
その他の貸倒引当金	70,228	預り金	15,109
固定資産	△41,190	賞与引当金	216,147
有形固定資産	4,052,033	役員賞与引当金	4,320
建物	1,406,860	固定負債	29,353
構築物	264,534	長期借入金	1,209,107
機械及び装置	15,956	リース債権	125,000
車両運搬具	1,929	退職給付引当金	61,649
工具器具及び備品	0	株式報酬引当金	769,625
土地	26,109	資産除却負債	9,525
リース資産	1,029,651	役員退職慰労未払金	44,917
無形固定資産	68,677	長期預り保証金	1,300
ソフトウェア	38,687		197,089
電話加入権	33,493	負債合計	11,865,313
投資その他の資産	5,194	(純資産の部)	
投資有価証券	2,606,486	株主資本	4,198,063
関係会社株	203,759	資本剰余金	646,494
関係会社長期貸付金	644,093	資本剰余金	795,741
破産更生債権等	422	資本準備金	786,078
長期前払費用	30,000	その他の資本剰余金	9,663
繰延税金	82,042	利益剰余金	2,819,839
繰延税金	7,707	利益準備金	59,128
繰延税金	375,135	その他の利益剰余金	2,760,711
繰延税金	381,892	別途積立金	1,300,000
繰延税金	303,267	繰越利益剰余金	1,460,711
繰延税金	108,233	自己株式	△64,011
繰延税金	557,764	評価・換算差額等	93,456
繰延税金	31,600	その他有価証券評価差額金	93,456
繰延税金	△119,431	純資産合計	4,291,520
資産合計	16,156,833	負債・純資産合計	16,156,833

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		35,840,480
売上原価		29,843,340
売上総利益		5,997,139
販売費及び一般管理費		5,534,173
営業利益		462,966
営業外収益		
受取利息	688	
受取配当金	5,382	
不動産賃貸料	54,966	
その他	16,174	77,211
営業外費用		
支払利息	12,546	
手形売却損	40,775	
不動産賃貸原価	21,475	
その他	30,276	105,074
経常利益		435,103
特別損失		
減損損失	134,146	134,146
税引前当期純利益		300,957
法人税、住民税及び事業税		171,913
法人税等調整額		5,180
当期純利益		123,862

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自 己 株 式	株主資本合 計
		資 本 準備金	その他資本剰余金	利 益 準備金	その他利益剰余金			
					別 途 積立金	繰越利益剰余金		
2025年4月1日残高	646,494	786,078	7,991	59,128	1,300,000	1,484,579	△77,369	4,206,901
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当						△147,730		△147,730
当 期 純 利 益						123,862		123,862
自 己 株 式 の 処 分			1,671				13,358	15,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	1,671	－	－	△23,867	13,358	△8,837
2026年3月31日残高	646,494	786,078	9,663	59,128	1,300,000	1,460,711	△64,011	4,198,063

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
2025年4月1日残高	58,595	4,265,497
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△147,730
当期純利益		123,862
自己株式の処分		15,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	34,860	34,860
事業年度中の変動額合計	34,860	26,022
2026年3月31日残高	93,456	4,291,520

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 関連会社株式 其他有価証券	移動平均法による原価法
市場価格のない株式等 以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
----	-------------------------------------

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	10～30年
機械及び装置	7～12年
工具器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

(5) 株式報酬引当金

役員に対する将来の当社株式の交付等に備えるため、株式報酬規程に基づき、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(3) 収益及び費用の計上基準

管工機材に係る収益は、商品を事業会社等に販売する事業であり、顧客との取引基本契約書に基づき当該商品の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであると当社は判断し、引渡時点において収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

売上高は顧客との契約において約束された対価から値引き、購入量に応じた割り戻し等を控除した金額で測定しております。変動性のある値引き、割り戻し等を含む変動対価については、過去、現在及び予想を含む合理的に利用可能な全ての情報を用いて当社が権利を得る対価の金額を見積り、重大な戻し入れが生じない可能性が高い範囲でのみ売上高を認識しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「保険解約損」(当事業年度は993千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めております。

6. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(見積りの内容)

・固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能価額を見積り、帳簿価額を減額しています。

(当事業年度の計算書類に計上した金額)

- ・有形固定資産及び無形固定資産 1,445,547千円
- ・投資その他の資産 665,997千円
- ・減損損失 134,146千円

減損の兆候を識別した資産(グループ)

- ・有形固定資産及び無形固定資産 125,492千円
- ・投資その他の資産 244,624千円

(その他見積りの内容に関する理解に資する情報)

見積りの算出方法

・固定資産の回収可能価額の決定にあたって使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額によっています。使用価値の見積りにあたって、資産（グループ）から生じる見積り将来キャッシュ・フローを基にしています。

・当社が保有する事業用資産グループについては、土地の時価下落などによる減損の兆候を把握したため、当該資産グループの正味売却価額と帳簿価額を比較した結果、正味売却価額が帳簿価額を下回るため、134,146千円の減損損失を計上しました。

見積りの算出に用いた主な仮定

・主要な固定資産を土地としており、20年を将来キャッシュ・フローの見積り期間としています。

・物件ごとにグルーピングを行う賃貸及び遊休資産を除き各営業所を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としています。

翌事業年度の計算書類に与える影響

・時価が下落し正味売却価額が簿価を下回る固定資産を保有している営業所の翌事業年度以降の実績が下がり見積り将来キャッシュ・フローが大幅に下がった場合、減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

投資有価証券	105,725千円
貸与建物	379千円
貸与土地	250,200千円
合 計	356,305千円

担保に係る債務の金額

買掛金	935,640千円
電子記録債務	2,652,117千円
合 計	3,587,757千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,343,561千円

3. 投資その他の資産の減価償却累計額 488,926千円

4. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 受取手形割引高 176,874千円

6. 手形債権流動化に伴う買戻義務 83,759千円

7. 電子記録債権割引高 1,583,195千円

8. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	21,095千円
短期金銭債務	224,363千円

9. 当座貸越契約等

当社は、短期運転資金を機動的かつ安定的に調達するため当座貸越契約及び取引銀行とコミットメントライン契約（シンジケーション方式）を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	3,550,000千円
借入実行残高	－千円
差 引 額	3,550,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引高

・売上高	47,802千円
・仕入高等	2,934,576千円

2. 関係会社との営業取引以外の取引高

28,879千円

3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額 (千円)
事業用資産	建物、土地	兵庫県加古川市	134,146

物件ごとにグルーピングを行う賃貸及び遊休資産を除き、フリエイトは各営業所を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としています。

上記の事業用資産については、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額（不動産鑑定評価に基づく金額）が使用価値を上回るため、正味売却価額により測定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

71,880株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	41,012千円
賞与引当金	78,224千円
役員賞与引当金	1,359千円
未払賞与	8,946千円
未払事業税	10,007千円
退職給付引当金	242,201千円
役員退職慰労未払金	409千円
関係会社株式評価損	17,465千円
会員権評価損	11,549千円
減損損失	75,597千円
その他	62,061千円
繰延税金資産小計	548,834千円
評価性引当額	△118,666千円
繰延税金資産合計	430,168千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△42,916千円
合併受入資産	△1,781千円
その他	△10,334千円
繰延税金負債合計	△55,032千円
繰延税金資産の純額	375,135千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内

106,218千円

1年超

165,432千円

合 計

271,651千円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の(収益認識に関する注記)をご参照ください。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

属性	氏 名	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	柴田勝	—	当社 取締役	被所有 直接 0.5	—	—	社宅貸与	1,069	—	—
役員	瀧澤紘二	—	当社 取締役	0.0	—	—	社宅貸与	1,121	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社取締役 柴田勝、瀧澤紘二への社宅貸与は、役員関係内規に基づき実行された金額であります。

2. 子会社等

属性	名 称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	ガイドレ (株)	49,680	排水継手、 器具等の製 造	所有 直接 100.0	当社役員 4人	—	資金の 貸付 (※1)	資金の貸付 30,000 資金の回収 60,000	関係会 社短期 貸付金	30,000
						商品の 仕入	商品の 購入 (※2)	2,139,478	買掛金	151,184
						不動産の 賃貸	不動産の賃 貸(※3)	10,051	—	—
子会社	ダイポリ システム (株)	30,000	配管資材の 組立加工及 び加工製品 の販売	所有 間接 100.0	当社役員 3人	不動産の 賃貸	不動産の賃 貸(※3)	14,703	—	—
子会社	クリテッ グ(株)	50,000	電気、土木、 管工事の請 負等	所有 直接 100.0	当社役員 3人	—	資金の 貸付 (※1)	利息の受取 307	関係会 社長期 貸付金	30,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) (※1)子会社に対する貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(※2)商品の購入については、市場価格を勘案し双方協議のうえ決定しております。

(※3)近隣の地代相場を参考に価格を決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	1,101円 20銭
2. 1 株当たり当期純利益	31円 82銭
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
損益計算書上の当期純利益	123,862千円
普通株主に帰属しない金額の内訳	－千円
普通株式に係る当期純利益	123,862千円
普通株式の期中平均株式数	3,892,681株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

フリエイト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 充 規
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フリエイト株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリエイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

フリエイト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 充 規
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリエイト株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上